

バスケットボールスクール ZEAL 規約

第1条 (名 称)

団体の名称は、バスケットボールスクール ZEAL (以下「本スクール」と称する。

第2条 (目 的)

本スクールは、バスケットボールを通じて少年少女の健全な心身の育成を図るとともに、バスケットボールの技術向上及びバスケットボールを通じての地域貢献、バスケットボールの普及・振興の一端を担い、3×3 結成・大会参加などを目的とする。

第3条 (代表者)

本スクールの代表者はヘッドコーチとする。

第4条 (事務局)

本スクールの事務局は代表者が指示する場所に置く。

第5条 (対 象)

会員は原則として小学1年生～中学3年生を対象とする。

第6条 (活 動)

本スクールは第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) バスケットボールの個人的、集団的技能練習。
- (2) 横浜市における奉仕活動。
- (3) その他目的達成のために必要とされる活動。

第7条 (組 織)

本スクールの趣旨に賛同し、入会届を提出した会員、保護者、指導者によって構成される。

第8条 (入 会)

本スクールの入会にあたっては保護者の承認を必要とし、所定用紙にてこれを行う。別に定める入会費、年会費、月会費及びその他費用を所定の方法にて支払う。詳細は入会時に提示する。

第9条 (施設利用及び事故)

- (1) 会員は、協調して施設を利用するものとする。
- (2) 本スクールは、本スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我、死亡その他の事故について、本スクールに故意または重過失がない限り、責任は一切負わない。
- (3) 本スクールへ参加するに当たっての往路・帰路等移動途中の事故に対しては、本スクールは一切の責任を負わない。
- (4) 安全性を考慮して保険への加入を必須とする。

第10条（保 険）

本スクールは、スポーツ安全保険に加入する。

- （1） スクール中の怪我・行き帰りの事故等は加入したスポーツ保険を適用し、これを充てる。
- （2） 過度にコーチに過失がない限り、コーチの責任追及はしないものとする。
- （3） 保険加入の手続きは、年度初めや入会時にまとめて行う。

第11条（退 会）

退会届が代表者に受理された場合や、中学校を卒業した際、本会会員としての資格を失う。

第12条（会 計）

必要に応じて費用を徴収する場合がある。

第13条（指導者）

本スクールは、コーチを置く。コーチは代表者の推薦に基づいて委託されたもののみとする。

第14条（肖像権）

本スクール内で撮影した写真及び動画は本スクールが作成するホームページ内で掲載される場合がある。撮影、掲載されることを望まない場合は、事前に申し出る必要があるものとする。

第15条（個人情報の保護）

本スクールは適正かつ公正な手段によって個人情報を取得し、利用目的の範囲内で適正に行う。また法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供しない。

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止するための、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。

個人情報に関して本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止等を求められた場合は、法律に定められた非開示理由が認められない限り本人であることを確認したうえで適切に対応する。

第16条（規約改定）

本スクールは、会員に事前承諾を得ることなく上記内容を改定することができ、会員は予めこれに同意するものとする。本内容を改定した場合は、ホームページ告知などの合理的な方法により周知するものとする。

第17条（活動の休止・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他の都合により、活動を休止もしくは閉鎖することがある。

第18条（その他）

この規約を実行するために必要な細則は、別に定めることができる。

第19条（付 則）

この規約は2024年4月1日より施行する。